

◎中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

する法律

(平成二十四年九月一二日法律第八五号)(参)

一、提案理由(平成二十四年八月二九日・参議院本会議)

○前川清成君

……………(略)……………

次に、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、経済産業委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

現行の中小企業等協同組合法に基づき設立される事業協同組合は、農業協同組合法等の他の協同組合法に基づき設立される組合とは異なり、共済金額の総額が契約者一人につき三十万円を超える火災共済事業を行うことがであります。これをうたうためには事業協同組合とは別に、火災共済協同組合を設立することが必要とされております。

本法律案は、こうした点に鑑み、事業基盤を共通とすることにより効率的な業務の実施を図るため、中小企業等協同組合法

に基づき設立される組合につきましても、火災共済事業を含めた全ての共済事業を一つの組合で実施することを可能とする改正を行おうとするものであります。

以下、本法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、現行の火災共済協同組合の類型を廃止し、一定の要件を満たす事業協同組合は、行政庁の認可を受けて、共済金額の総額が契約者一人につき三十万円を超える火災共済事業を行うことができるとしております。これにより、事業協同組合は、火災共済事業を含めた総合的な共済事業を行うことが可能となります。

なお、火災共済事業に係る行政庁の認可を受けた事業協同組合のうち、都道府県の区域を地区とする事業協同組合については、同じ区域で他の事業協同組合と重複して火災共済事業を行うことは、現行と同様、禁止することとしております。このほかにも、現行の火災共済協同組合に対する規制と同様の規制を課すこととしております。

第二に、火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会については、火災共済事業を行う事業協同組合又は協同組合連合会でもって組織し、全国を通じて一個とともに、事業の範囲について、現行の事業に加え、火災共済事業以外の共済事業等を行うことができることとしております。

第三に、所管行政庁については、現行では、火災共済協同組合及び火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会の所管行政庁は、経済産業大臣及び金融庁長官となつてゐるところ、火災共済事業を行う事業協同組合で都道府県の区域を超えないものについては、都道府県知事を、その他の火災共済事業を行う事業協同組合等については、それぞれの組合の組合員の資格として定められる事業の所管大臣を、それぞれ所管行政庁としております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は経済産業委員会において全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二四年九月六日)

○中山義活君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、火災共済事業を含めた全ての共済事業を一個の事業協同組合等で行なうことができるようにするための措置を講じるものであります。

その主な内容は、火災共済協同組合の類型の廃止、事業協同組合等が行い得る火災共済事業の範囲の拡大等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る八月二十九日本委員会に付託され、九月五日、参議院経済産業委員長から提案理由の説明を聴取した後、採決を行つた結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。